

News Release

CONCORDIA
Financial Group

2023年2月3日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 片岡 達也

コード番号 7186 東証プライム市場

株式会社横浜銀行による株式会社神奈川銀行の株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの子会社である株式会社横浜銀行（代表取締役頭取片岡達也、以下「横浜銀行」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社神奈川銀行（代表取締役頭取 近藤和明、以下「神奈川銀行」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので別添のとおりお知らせします。

記

1. 趣旨・経緯

横浜銀行は、神奈川県と東京都を主たる営業地盤としており、グループの経営理念として掲げる「地域にとってなくてはならない金融グループ」であり続けるため、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」をめざし、お客さま・地域社会の課題解決に向けたソリューションの提供に取り組んでいます。また、神奈川銀行は、「地域の皆さまから信頼され、支持され、地域とともに発展する銀行」を基本理念として「地域プレゼンス（地域における存在感）の向上」をめざし、神奈川県内の中小企業を中心としたお客さまに伴走型のコンサルティングを通じた金融サービスを提供しています。

横浜銀行と神奈川銀行（以下「両行」といいます）がともに営業地盤とする神奈川県は、民間事業所数が全国3位、人口が全国2位に位置するなど、国内における高い優位性・成長性を持つ魅力的なマーケットです。一方で、神奈川県経済を取り巻く環境は、人口減少、高齢化の進展、ポストコロナやデジタル技術の進展による社会構造の変化に加えて、世界的な景気変動リスクや地政学リスクの波及など不確実性がより高まっています。

地域金融機関は、こうした加速度的な環境変化へ将来にわたり対応していく必要があります。活力ある地域社会の持続的発展への貢献という使命と役割を従来以上に果たすことが今まさに求められています。そのためには、両行がそれぞれ単独ではなく、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を通じて両行の経営資源を有機的に組み合わせ、一体となって安定的な金融仲介機能を発揮する必要があるとの共通認識に至りました。

2. 本経営統合の目的

本経営統合を通じて、同じ神奈川県を主たる営業地盤とする両行が一体となり、地域のあらゆるお客さまに対する金融仲介機能をさらに発揮することで、活力ある地域社会の持続的発展への貢献という地域金融機関としての使命と役割を従来以上に果たすとともに、グループの中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

3. 本経営統合により見込まれる相乗効果

本経営統合の目的を実現するため、今後、以下の相乗効果を踏まえた具体的な連携施策の検討をおこなってまいります。

(1) 地域金融機関としての取引基盤の拡大

横浜銀行は相対的に規模の大きい企業への経営戦略に深く関与する付加価値の高いソリューション提供に、神奈川銀行は中小企業への本業支援や創業支援・第二創業支援といったコンサルティングにそれぞれ強みを有しています。競合関係が少なく相互補完関係にある両行が同一グループとなることで神奈川県内における顧客基盤が拡大することに加えて、両行それぞれが強みとする領域における対面営業の強化、神奈川銀行による横浜銀行のデジタルチャネル機能の活用を通じた顧客接点の拡充ができるものと考えております。

(2) 神奈川銀行におけるソリューションビジネスの強化

神奈川銀行が、グループの資本力を背景とした積極的なリスクマネーの供給が可能となることに加えて、横浜銀行が有するお客さまの課題解決に向けた知見・ノウハウを共有し、グループ機能を最大限活用することで、多様化するお客さまニーズに対応したソリューションビジネスを強化できるものと考えております。

(3) 経営効率の向上を通じた経営基盤の強化

両行の経営資源や機能の有効活用、横浜銀行の預金基盤を生かしたグループ内資金融通による神奈川銀行の調達コストの低減などをはかることにより経営効率を高め、グループ総体で経営基盤が強化できるものと考えております。

4. 本公開買付けの概要について

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

公開買付対象者	株式会社神奈川銀行（非上場会社）
公開買付者	株式会社横浜銀行
公開買付対象株式	4,296,596株 (普通株式4,193,096株、第1回A種優先株式103,500株)
買付予定数の下限	2,810,600株 (公開買付者の既存保有株式と合算して本公開買付け成立後の議決権が3分の2以上となる株式数に、横浜銀行以外の株主が保有する第1回A種優先株式数を加算した株式数)
買付価格	普通株式1株につき金1,716円、 第1回A種優先株式1株につき金10,008円
買付け等の期間	2023年2月6日（月）から2023年4月4日（火）までの40営業日

なお、神奈川銀行は、本日、神奈川銀行の普通株式及び第1回A種優先株式を所有する株主の皆様に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については別添を参照ください。

<参考>本公開買付けを含む今後のスケジュール

2023年2月3日（金）決議・公表
2023年2月6日（月）本公開買付けの開始
2023年4月4日（火）本公開買付けの終了
2023年4月18日（火）決済開始（予定）

5. 本経営統合の形態

関係当局の許認可等を得ることを前提に、横浜銀行を完全親会社、神奈川銀行を完全子会社とする組織形態とします。また、本経営統合によりそれぞれの強みを活かした事業展開を行うことが神奈川県における安定的な金融仲介機能の発揮につながるものと判断したため、現時点で合併を行う予定はございません。

6. 本公開買付け後の組織再編等の方針

横浜銀行は、神奈川銀行を横浜銀行の完全子会社とする方針であり、本公開買付けによって、神奈川銀行の普通株式及び第1回A種優先株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、神奈川銀行の普通株式及び第1回A種優先株式の全ての取得を目的としてスクイーズアウト手続を実行することを予定しております。詳細については別添を参照ください。

7. 今後の見通しについて

本経営統合が業績に与える影響は、現時点で軽微であると見込んでおります。今後、公表すべき事象が生じた場合には速やかに公表いたします。

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部コーポレートコミュニケーション推進室
（横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室内）TEL：045-225-1141

【参考】両行の概要

(1) 会社概要 (2022年9月末時点)

商号	株式会社 横浜銀行	株式会社 神奈川銀行
設立年月日	1920年12月16日	1953年7月30日
本店所在地	神奈川県横浜市西区 みなとみらい3丁目1番1号	神奈川県横浜市中区 長者町9丁目166番地
代表者	片岡 達也	近藤 和明
資本金	2,156億円	61億円
総資産(単体)	21兆5,592億円	5,586億円
純資産(単体)	9,520億円	274億円
預金残高(単体)	17兆2,272億円	4,867億円
貸出金残高(単体)	13兆8,440億円	3,951億円
従業員数(単体)	4,134人	366人
店舗数 (出張所・海外拠点含む)	211か店	34か店

(2) 最近3年間の業績概要

(単位：億円)

決算期	横浜銀行(単体)			神奈川銀行(単体)		
	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
経常収益	2,303	2,149	2,180	86	83	84
業務粗利益	1,750	1,572	1,771	73	74	77
業務純益	696	474	717	14	14	26
経常利益	729	448	633	12	12	13
当期純利益	505	304	423	8	7	8

以上

2023年2月3日

各 位

会 社 名 株式会社 横浜銀行
代表者名 代表取締役頭取 片岡 達也
問合せ先 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室
(TEL 045-225-1141)

株式会社神奈川銀行株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社横浜銀行（以下「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社神奈川銀行（以下「対象者」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2023年2月3日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、有価証券報告書の提出義務を負う対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び第1回A種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を、本公開買付けにより取得することを決議いたしました。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式265,148株（所有割合（注1）（注2）：5.69%）及び無議決権株式である本優先株式96,500株を所有しており、また、公開買付者の連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社（以下「浜銀ファイナンス」といいます。）は対象者株式13,000株（所有割合：0.28%）を所有しております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2022年11月14日に提出した第98期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（4,674,900株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（16,656株）を控除した株式数（4,658,244株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。

（注2）本優先株式の転換により交付される対象者株式数は、下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」に記載のとおりですが、本日現在において、一斉取得日（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」にて定義します。以下同じです。）である2031年4月1日における対象者株式の時価を算出し、本優先株式1株に対して交付する対象者株式数を計算することは困難であり、また、公開買付者は、本取引により対象者株式及び本優先株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、本全部取得条項（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」にて定義します。以下同じです。）の一斉取得日である2031年4月1日は本公開買付けの決済の開始日までに到来しないことから、本優先株式が対象者株式に転換されることは想定していないため、本優先株式については対象者株式と同数の議決権を有するものとして換算しております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を2,810,600株（所有割合：60.34%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者の完全子会社化を企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の総数が買付予定数の下限（2,810,600株）以上の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

買付予定数の下限（2,810,600株）は、対象者半期報告書記載の2022年9月30日現在の発行済株式総数（4,674,900株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（16,656株）及び無議決権株式である本優先株式数（200,000株）を控除した株式数（4,458,244株）に係る議決権の数（44,582個）に3分の2を乗じた数（29,722個、小数点以下を切り上げております。）から、公開買付者が本日現在所有する対象者株式数（265,148株）に係る議決権の数（2,651個）を控除した議決権の数（27,071個）に、対象者の単元株式数である100を乗じた株式数（2,707,100株）に、公開買付者以外を対象者の株主が所有する本優先株式数（103,500株）を加算した株式数（2,810,600株）です。これは、本公開買付けが対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下同じとします。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされるため、本取引の実施を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるよう買付予定数の下限を設定したものです。なお、公開買付者は、本取引により対象者株式及び本優先株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、本全部取得条項の一斉取得日である2031年4月1日は本公開買付けの決済の開始日までに到来しないことから、本優先株式が対象者株式に転換されることは想定しておりません。そのため、無議決権株式である本優先株式が対象者株式に転換されない前提で、応募株券等に本優先株式が含まれている場合であっても本公開買付け成立後に公開買付者が確実に対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することができるよう、対象者株式のみで総株主の議決権の3分の2を確保可能な株式数に本優先株式数を加算した株式数を買付予定数の下限として設定しております。また、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。）及び本優先株式（但し、公開買付者が所有する本優先株式を除きます。以下同じとします。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

対象者によれば、対象者は、2023年2月3日開催の取締役会において、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、対象者株式及び本優先株式を所有する株主の皆様に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこととす。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、本日現在、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ（以下「コンコルディアFG」といいます。）が、その発行済株式の全てを所有しております。公開買付者の親会社である株式会社コンコルディアFGは、2016年4月に公開買付者及び株式会社東日本銀行の共同株式移転により両行を完全子

会社とする形で設立され、同時に株式会社東京証券取引所市場（以下「東京証券取引所」といいます。）第一部に上場し、2022年4月4日の東京証券取引所の市場区分の変更に伴い、現在、東京証券取引所プライム市場に上場しております。本日現在、公開買付者を含む企業集団は、親会社、公開買付者を含む連結子会社12社、及び関連会社4社（以下「公開買付者グループ」といいます。）により構成されており、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などを行っております。公開買付者グループは、お客さまに信頼され、地域にとってなくてはならない金融グループとして「①お客さまの豊かな人生、事業の発展に貢献します。②地域社会の持続的な発展に貢献します。③従業員が誇りを持って働ける魅力ある会社であり続けます。④持続的に成長し、企業価値を向上させます。」の4点を経営理念に掲げ、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」を長期的にめざす姿としております。また、前中期経営計画（2019年度～2021年度）では、伝統的な貸出を中心としたビジネスからソリューションビジネスへの転換に向けた「コアビジネスの深化」や、業務量削減・店舗ネットワークの再構築による「構造改革による生産性の向上」など、「変革」を前進させてきました。そして、新中期経営計画（2022年度～2024年度）では、「長期的にめざす姿」に掲げる「ソリューション・カンパニー」への転換に向けて、前中期経営計画で進めてきた「変革」を加速し、成果を具現化する3年間と位置づけ、「Growth」、「Change」、「Sustainability」を3つの基本テーマとして掲げ、成長戦略の実行と変革の加速・成果の具現化を相乗的に推し進め、地域社会の課題解決に向けたサステナビリティ経営の確立やガバナンスの高度化に取り組み、経営基盤の強化を図っております。

一方、対象者によれば、対象者は、1953年7月に、県下の銀行が株式会社横浜興信銀行（現・株式会社横浜銀行、以下「横浜興信銀行」といいます。）のみであったことから、戦後復興期の逼迫した金融情勢を背景に神奈川県下の中小商工業者の資金面での支援を図る金融機関を待望する機運の高まりの中、横浜興信銀行、神奈川県、横浜市、横浜・川崎商工会議所の支援を受け、株式会社神奈川相互銀行として設立され、同年8月に営業を開始し、1989年4月に普通銀行に転換し、商号を現在の株式会社神奈川銀行に変更したとのことです。本日現在、対象者及び対象者の関係会社は、対象者及び連結子会社である株式会社かなぎんビジネスサービス（以下「対象者グループ」といいます。）により構成されており、銀行業務を中心に、証券業務、保険窓口販売業務などの金融サービスに係る事業を行っているとのことです。対象者は、地域金融機関として、預金の多くを地元である神奈川県内の中小企業や個人への貸出に向けており、地域プレゼンス（地域における存在感）を向上させるため、これまで営業店の店周における取引先の開拓を推進してきており、対象者の神奈川県のお客さま向け貸出金残高は貸出金全体の約90%を占め、個人・中小企業向け貸出金残高は貸出金全体の約94%を占めているとのことです。また、神奈川県の大学との産学連携による学生の人財育成を目的とした社会貢献活動やコロナ禍による地元神奈川の地域活性化を目的とした対象者の取引先で利用できるオリジナル・クーポンサイト「かながわ地元企業応援プロジェクト」による地元の飲食店支援、株式会社神奈川コンサルティング&アセットパートナーズとの業務提携により中小企業のお客さまに対する経営支援全般のソリューション提供及び個人のお客さまに対する相続関係手続・資産コンサルティングサービスなどを行い、地域密着型金融の推進によりメイン融資先数も年々増加傾向となっているとのことです。加えて、2005年12月に公開買付者とATMでの提携サービスを開始して以降、2007年3月に株式会社セブン銀行、2017年6月に株式会社イオン銀行、2019年7月に株式会社ローソン銀行ともATMでの提携サービスを行うなど、他の金融グループとの連携も強化しているとのことです。さらに、対象者は、地域のお客さまを支えながら、ともに発展するという願いを込めて、2021年4月より、3か年に亘る中期経営計画『地域密着かなぎん 絆～あなたとともに～（2021年4月1日～2024年3月31日）』を策定し、実行しているとのことです。中期経営計画では、基本理念である「地域の皆さまから信頼され、支持され、地域とともに発展する銀行」を掲げ、「1. お客さま本位の徹底、2. 真のメイン化、3. 収益力の強化」をキーワードとして

「営業戦略、チャネル戦略、人財・組織戦略、経営管理戦略、DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略」の各重点戦略（以下、詳細）を実施し「地域プレゼンス（地域における存在感）の向上」に取り組んでいるとのことです。

(i) 営業戦略

- ・ 神奈川県内の中小企業および個人のお客さま向けお取引の拡大・強化
- ・ 地域活性化への取り組み
- ・ サービス・商品の充実によるお客さま利便性の向上

(ii) チャネル戦略

- ・ 既存店舗の機能強化
- ・ 効率的な販売チャネルの構築・強化

(iii) 人財・組織戦略

- ・ 効率的な組織運営
- ・ 人財の確保および育成

(iv) 経営管理戦略

- ・ 経営管理態勢の強化

(v) DX 戦略

- ・ デジタル技術を活用した組織横断的な態勢の整備

特に営業戦略では、お客さま本位の営業活動を意識し、お客さまが抱える多種多様な課題に対して、成長・ライフステージ毎の経営課題解決へ向けたコンサルティング営業を展開することや、金融商品販売体制の整備・専門人財育成・CRM（顧客情報管理システム）の活用によって、お客さま志向の資産運用提案を行うことで、一番に相談される銀行＝「真のメイン化」を目指しており、それに伴い、お客さまが抱える様々な課題の解決に対応するため、営業統括部内には地元企業応援室、マネーアドバイザーチーム、審査部内には経営サポートグループを設置し、サポート体制の強化を行っているとのことです。

上記のとおり、対象者は、「地域の皆さまから信頼され、支持され、地域とともに発展する銀行」の実現を基本理念としており、また、下記にて記載のとおり、公開買付者グループと対象者グループの事業が相互補完的であり、両グループの経営資源を有機的に組み合わせることができれば顧客の利便性向上につながり、両グループの企業価値向上を図ることができると考えたことから、2005年12月にATMの相互利用無料化をし、2014年12月には公開買付者グループの証券会社である浜銀TT証券株式会社と顧客紹介を含む金融商品仲介における業務提携契約を締結しました。また、公開買付者は設立時からの関係で従来より対象者株式を保有しており、直近では対象者からの要請に基づき、神奈川県の金融仲介機能の健全な発展に寄与するために2021年3月に本優先株式96,500株を、同年6月に対象者株式162,500株をそれぞれ取得し、神奈川県を基盤にする両グループは長期にわたって関係を強化してきたとのことです。

人口減少や低金利政策の長期化など、金融機関を取り巻く経営環境は引き続き厳しいものとなっている中、フィンテック企業などの異業種からの金融分野への参入により、競争環境も激しさを増しており、並行して新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた地域の事業者や円安・資源価格上昇の影響を受ける事業者への円滑な金融支援や、ポストコロナといった社会構造の変革への対応等も求められているとのことです。また、対象者の営業基盤である神奈川県は、地銀及び信金をはじめメガバンクなど競合金融機関がひしめき合っていることから、対象者は、上述の重点戦略により利息収入中心の収益モデルから利息収入と手数料収入の2本柱の収益モデルへの改革に取り組んでいるとのことです。対象者を取り巻く経営環境はますます

厳しくなることを想定すべき状況になっていると考えているとのことです。こうした厳しい経営環境の下、対象者は公開買付者との更なる協業の可能性を検討するにあたり、2022年5月16日、公開買付者との間で法人及び個人ビジネスにおける企業連携等の可能性を検討する目的で秘密保持契約を締結いたしました。その後、両行取締役による複数回の面談を通じて両行の置かれた外部環境や法人顧客を中心としたビジネス上の課題について協議を重ねました。公開買付者は、こうした協議を踏まえ、両行が有する神奈川県内の顧客基盤や店舗網といった経営資源、商品・サービスに関するノウハウを有機的に組み合わせることができれば、より幅広い顧客層に対してそれぞれのニーズに沿ったソリューションを提供することが可能になるとの考えをより強固なものとし、この考えを実現するためには両行がそれぞれ単独ではなく、経営統合により両行の経営資源を組み合わせ、一体となって安定的な金融仲介機能を発揮する必要があるとの認識に至りました。その後、2022年8月初旬、公開買付者の代表取締役頭取の片岡達也から、対象者の代表取締役頭取近藤和明氏へ、対象者株式及び本優先株式の取得、取得の目的や方法、その他の重要な前提についてあらゆる可能性を含めた業務提携の可能性を模索すべく検討を進めることの協議の申し入れを行いました。また対象者への今後のデュー・ディリジェンスに向けて、2022年10月初旬に財務・税務アドバイザーとして、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社を、2022年11月初旬に法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任しました。さらに同時期、対象者株式及び本優先株式の取得に関する協議を目的に公開買付者と対象者との間で秘密保持契約を締結したうえで、対象者の経営陣との間で今後の経営戦略に関する複数回の協議を進める中で、両行のこれまでの関係を更に深化させ、両行の強みを相互に活かすことで企業価値を高めることが必要であり、かかる取り組みによりステークホルダーの更なる期待に応え、地域経済に一層貢献することも可能となると判断したため、2022年11月11日、公開買付者は対象者に対して、対象者の株式の取得に係る意向表明書を提出いたしました。その後、公開買付者は、対象者としても本件について前向きに検討を開始する旨の回答を受領し、2022年11月中旬から同年12月下旬にかけて、対象者による協力のもと、対象者に対するデュー・ディリジェンスを本格化させるとともに、対象者との間での両行グループのシナジーに関して協議・検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、公開買付者と対象者との間で、公開買付者が既に対象者の株式を一部保有するとともに、上記のとおり、金融商品仲介における業務提携契約等の提携関係があるものの、公開買付者が、対象者の経営方針の決定に重要な影響を与える議決権を保有しておらず、また、公開買付者グループ連結利益への取り込みができない関係性において経営資源や知見を全てグループ外の金融機関に対して共有することは、公開買付者グループの競争力を一方的に低下させる要因ともなり得ることや、異なる資本下では提供できる人員やチャネルなどの経営資源、また顧客の課題解決に向けたソリューション営業に関する知見やノウハウの共有にも限界があることから、事業上のシナジーを最大化するためには、両行が同一グループとなり、より強固な協業関係を構築する必要があると改めて考えるに至り、公開買付者による対象者の完全子会社化により、以下のシナジーが期待できるものとの認識に至りました。

(i) 地域金融機関としての取引基盤の拡大

公開買付者は相対的に規模の大きい企業への経営戦略に深く関与する付加価値の高いソリューション提供に、対象者は中小企業への本業支援や創業支援・第二創業支援といったコンサルティングにそれぞれ強みを有しています。競合関係が少なく相互補完関係にある両行が同一グループとなることで神奈川県内における顧客基盤が拡大することに加えて、両行それぞれが強みとする領域における対面営業の強化、対象者による公開買付者のデジタルチャネル機能の活用を通じた顧客接点の拡充ができるものと考えております。

(ii) 対象者におけるソリューションビジネスの強化

対象者がグループの資本力を背景としたお客さまへの積極的なリスクマネーの供給が可能となることに加えて、公開買付者が有するお客さまの課題解決に向けた知見・ノウハウを共有し、グループ機能を最大限活用することで、多様化するお客さまニーズに対応したソリューションビジネスを強化できるものと考えております。

(iii) 経営効率の向上を通じた経営基盤の強化

両行の経営資源や機能の有効活用、公開買付者の預金基盤を生かしたグループ内資金融通による対象者の調達コストの低減などを図ることにより経営効率を高め、グループ総体で経営基盤が強化できるものと考えております。

また、公開買付者は、2022年12月26日、第三者算定機関による評価結果及び公開買付者が対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,502円、公開買付けにおける本優先株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本優先株式公開買付価格」といいます。）を10,008円とする旨の提案を行いました。その後、2022年12月28日、対象者より、本優先株式公開買付価格については金融、経済その他の状況を前提として許容し得る水準である一方で、本公開買付価格は対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映された水準には達しないものであるとの判断から、本公開買付価格の再考を要請されました。これを受けて、公開買付者は、2023年1月6日、潜在的・本源的価値に関して改めて慎重な検討を重ね、対象者に対して、本公開買付価格を1,608円とする旨の再提案を行いました。しかし、対象者より、2023年1月12日、本公開買付価格は依然として対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映された水準には達しないものであるとの判断から、再度の本公開買付価格の検討を要請されました。そのため、公開買付者は、2023年1月13日、対象者に対して、潜在的・本源的価値に関して改めて慎重な検討を重ね、本公開買付価格を1,716円とする旨の再提案を行いました。その後、2023年1月17日、対象者より、当該提案価格についても、当該提案日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提とすれば対象者の類似会社の市場株価との対比の観点及び対象者が実現し得る本源的価値の観点から株主にとって十分満足な水準にあるとはいえないものであるとの判断から、本公開買付価格を1,830円とするよう要請を受けました。その後、公開買付者は、2023年1月19日、対象者に対して、潜在的・本源的価値に関して改めて慎重な検討を重ねた上で、本公開買付価格を1,716円のまま維持する旨の提案を行いました。しかし、対象者より、同日、当該提案を改めて検討したものの、当該提案価格についても、当該提案日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提とすれば対象者の類似会社の市場株価との対比の観点及び対象者が実現し得る本源的価値の観点から株主にとって十分満足な水準にあるとはいえないものであるとの判断から、本公開買付価格を1,830円とするよう再度要請を受けました。公開買付者は、当該要請を検討し、最近の株式市場及び金利の動向等の市場環境や対象者を取り巻く経済環境、提供された情報等を踏まえ、従前の提案の公開買付価格は十分に合理的であると言える水準であるとして、2023年1月23日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,716円のまま維持する旨の提案を行いました。その結果、2023年1月25日、対象者より、1月25日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提として、株主にとって本公開買付価格1,716円は許容し得る水準であるとの判断に至ったことから、1,716円を応諾する旨の連絡を受けるとともに、本優先株式公開買付価格についても、初回提案どおり10,008円とすることに同意する旨の連絡を受けました。

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は2023年2月3日付で、本公開買付けを実施することを取締役会にて決議いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者によれば、対象者は、2022年8月初旬に公開買付者から、対象者株式及び本優先株式の取得を含めた業務提携の可能性を模索すべく検討を進めることの協議の申し入れを受けたことを契機として、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格の妥当性及び本取引に係る手続の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2022年10月に、対象者グループ、公開買付者グループから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を、それぞれ選任するとともに、第三者算定機関であるKPMG FASに対し、対象者株式及び本優先株式の株式価値算定書の提出を依頼したとのことです。さらに、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、対象者の取締役2名及び監査役2名が公開買付者の取締役であったこと、又は公開買付者の出身者であったことも踏まえ、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を回避するため、西村あさひ法律事務所からの助言も踏まえ、2022年11月11日、対象者グループ、公開買付者グループから独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築した上で、本取引に関しての検討を開始したとのことです。

その後、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、公開買付者との間において、公開買付者との連携強化による対象者事業の強化や経営の合理化といった両行の企業価値の向上を目的とした諸施策及び本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、複数回にわたり協議・検討を重ねたとのことです。

具体的には、対象者は、2022年11月11日に公開買付者から対象者の株式の取得に係る意向表明書を受領したことを受け、2022年11月25日に、本特別委員会を通じて当該意向表明書における提案内容を踏まえた質問事項書を公開買付者に送付し、2022年12月1日に、本特別委員会を通じて公開買付者に対するインタビューを実施し、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるシナジーその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している対象者の経営方針、ガバナンス等について質疑応答を行ったとのことです。その上で、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か等について並行的に検討を進めることとしつつ、本公開買付価格について公開買付者との協議・交渉を2022年12月26日に開始したとのことです。本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格について、対象者は、公開買付者より、2022年12月26日に、本公開買付価格を1,502円、本優先株式公開買付価格を10,008円とする初回提案を受け、本優先株式公開買付価格の提案価格は、KPMG FASによる本優先株式の株式価値の試算結果も踏まえ、本優先株式の内容に照らし2022年12月26日時点における金融、経済その他の状況を前提とすれば許容し得る水準にあるものの、本公開買付価格の提案価格は対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映された水準には達しないものであると判断し、2022年12月28日、公開買付者に対し、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者より、2023年1月6日に、本公開買付価格を1,608円とする第2回提案を受けたものの、当該提案価格についても、対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映された水準には依然として達しないものであると判断し、2023年1月12日、公開買付者に対し、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者より、2023年1月13日に、本公

開買付価格を1,716円とする第3回提案を受けたものの、当該提案価格についても、当該提案日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提とすれば対象者の類似会社の市場株価との対比の観点及び対象者が実現し得る本源的価値の観点から株主にとって十分満足な水準にあるとはいえないものであると判断し、2023年1月17日、公開買付者に対し、本公開買付価格を1,830円とするよう要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者より、2023年1月19日に、本公開買付価格を1,716円のまま維持する旨の第4回提案を受け、改めて検討したものの、当該提案価格についても、当該提案日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提とすれば対象者の類似会社の市場株価との対比の観点及び対象者が実現し得る本源的価値の観点から株主にとって十分満足な水準にあるとはいえないものであると判断し、同日、公開買付者に対し、本公開買付価格を1,830円とするよう再度要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者より、2023年1月23日に、本公開買付価格を1,716円のまま維持する旨の第5回提案を受けたとのことです。かかる再提案を受け、対象者は、2023年1月25日に、日本銀行が2022年12月20日に公表した金融政策の変更の影響を受けたと考えられる対象者の類似会社の市場株価の高騰が、その後2023年1月18日の金融政策決定会合にてさらなる修正の憶測もある中で金融政策の現状維持を決定したことの影響等により落ち着いたこと、1,716円は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のKPMG FASによる対象者株式の1株当たりの株式価値の算定手法に照らし、2023年1月25日時点における、配当割引モデル法(以下「DDM法」といいます。)に基づく算定結果の代表値(割引率を中間値の9.8%、永久成長率を中間値の0.0%とした場合の算定価格である1,674円)を上回っていること及び同日時点における、類似会社比準法に基づく算定結果の中央値(1,452円)を18.18%上回っており、類似会社における株価上昇傾向等も総合的に考慮すると株主にとって合理的な水準の範囲内にあるものと評価できることを踏まえ、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の入手」に記載の、対象者において、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、合理的な譲渡の機会を提供するものであると判断した経緯や理由から、1,716円は対象者の少数株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するにあたり妥当な金額であると判断し、同日、本公開買付価格を1,716円とすることに同意する旨の回答を行ったとのことです。また、同日、対象者は、本優先株式公開買付価格についても、初回提案どおり10,008円とすることに同意する旨の回答を行ったとのことです。

そして、対象者は、2023年2月2日、本特別委員会から、対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議を行うことは妥当であり、当該決議は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです。(本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の入手」をご参照ください。)

上記の経緯を踏まえ、対象者は、2023年2月3日開催の対象者取締役会において、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、KPMG FASから受けた財務的見地からの助言並びに2023年2月1日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、並びに本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、

対象者を取り巻く事業環境は厳しい状況が続く中、社会構造の変革への対応も求められており、(ア) 預貸を中心とした既存の銀行ビジネスの持続可能性の低下、(イ) 顧客のサステナビリティ投資(注3)の資金面からの支援、マネー・ローンダリングやバーゼルⅢ(注4)への対応等、銀行を取り巻く業務・規制の高度化、(ウ) 非対面取引である、デジタルチャネル取引(注5)の拡大といった利用者動向の変化・ニーズ対応のための投資不足等の様々な経営課題が浮き彫りになっているとのことです。これらの経営課題に対して、対象者は、(ア) 多様な成長・ライフステージにあるお客様への商品・サービス面でのソリューション強化の観点等の知見・ノウハウを公開買付者と対象者とで共有すること、(イ) お客様への最適なソリューション提供やシステム態勢を強みにもつ公開買付者と、特に中小企業への対面営業を通じた本業支援や創業支援・第二創業支援といったコンサルティングに強みを持つ対象者が、両行の補完関係に基づくきめ細かな支援機能を発揮すること、(ウ) 公開買付者グループの資本を活用することで、対象者がお客様へのリスクテイクをより柔軟に行うことが可能となること等のシナジーを追求することで、一定の解決を図ることができるものと考えたとのことです。そして、上記のようなシナジーを実現するためには、公開買付者が対象者を完全子会社化した上、対象者の独自性・優位性を生かした協働態勢を構築し、公開買付者グループと対象者が丸となって相互に意思決定の緊密化・迅速化を図り、両行の利益相反関係が解消されることにより、顧客基盤、店舗網やシステムといった事業基盤及び財務基盤等の経営資源の制限のない相互活用をより高いレベルで実現することが最も効果的であると考えたとのことです。さらには、上記に挙げたような両行グループの連携は、神奈川県を中心とする両行の営業基盤を成す地域の経済全体の下支えに繋がり、ビジネス機会の創出及び拡大が期待され、ひいては地域全体の発展にも貢献し得るものと考えたとのことです。

(注3) 「サステナビリティ投資」とは、長期的な発展の持続可能性に着目し、環境・社会・コーポレートガバナンスの要素を投資判断に組み入れ、長期的に高い投資リターンとプラスの社会的影響をもたらす投資のことをいいます。

(注4) 「バーゼルⅢ」とは、わが国を含む世界各国において2013年から段階的に実施されている、バーゼル銀行監督委員会が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率や流動性比率等に関する国際統一基準で、2017年に世界的な金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高めることを目的として策定された新しい規制の枠組みのことをいいます。

(注5) 「デジタルチャネル取引」とは、店舗の窓口や訪問などの対面チャネル以外の、インターネットバンキング、アプリを介した取引やリモート相談などの非対面チャネルにおける顧客との取引のことをいいます。

上記検討の結果、対象者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者の中長期的な企業価値の向上が見込まれる最善の選択であるとの結論に至ったとのことです。

また、対象者は、(ア) 対象者株式は、金融商品取引所に上場しておらず、譲渡する機会が限定されていることに加え、(イ) 本公開買付価格(対象者株式1株当たり1,716円)及び本優先株式公開買付価格(本優先株式1株当たり10,008円)について、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のKPMG FASによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、対象者株式については、類似会社比準法に基づく算定結果の中央値を上回り、また、DDM法に基づく算定結果の代表値(割引率を中間値の9.8%、永久成長率を中間値の0.0%とした場合の算定価格である1,672円)付近の水準であること、本優先株式については、DCF法に基づく算定結果の代表値(割引率を中間値の2.0%とした場合の算定価格である9,933円)を上回る水準であること、(ウ) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための

措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がされていると認められること、(エ)上記公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者間で協議・交渉が行われ、より具体的には KPMG FAS による対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や本特別委員会との協議、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること、(オ)下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の入手」に記載のとおり、本特別委員会から取得した答申書においても、公正性・妥当性が確保されていると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な譲渡の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は、2023年2月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

本取引が成立した後の経営方針について、公開買付者は対象者の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジーの創出を講じることを考えておりますが、デジタルチャネル機能の活用や顧客の課題解決に向けた知見・ノウハウの共有に関する具体的な内容及び方法については、本取引完了後、2023年度上半期中を目途に、対象者の役員、従業員と協議しながら決定していく予定です。また、現在の対象者役員の処遇、今後の役員派遣の有無・人数に関する方針について、役員派遣はこれまでと同程度の人数を継続することを検討していますが、現時点で決まったことはありません。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するに当たり、公開買付者グループ及び対象者グループから独立した第三者算定機関として、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2023年2月2日付で株式価値算定書(以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。)を取得しました。なお、公開買付者は、本「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」から下記「⑦ 公開買付者における他の買付者からの買付機会を確保するための措置」までに記載の適切な公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えられることから、SMBC日興証券から本公開買付け価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、SMBC日興証券は、公開買付者グループ及び対象者グループの関連当事者には該当せず、SMBC日興証券と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業である株式会社三井住友銀行においても公開買付者グループ及び対象者グループに対する融資は行っていないことから、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。詳細につきましては、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠」の「① 算定の基礎」及び同「② 算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者グループ及び公開買付者グループから独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである KPMG FAS に対して、対象者株式及び本優先株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。KPMG FAS は、対象者グループ及び公開買付者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、対象者取締役会が選任した第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第一回の本特別委員会において確認しているとのことです。また、対象者によれば、KPMG FAS は、本取引の成否にかかわらず、KPMG FAS のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのサービスに対する固定額の報酬を受領する予定とのことです。

KPMG FAS は、複数の株式価値分析手法の中から対象者株式の株式価値の分析にあたって採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業の前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、対象者が事業を安定的に行う上で必要となる自己資本比率を仮定し、その自己資本比率から算出される自己資本を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を株主資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法である DDM法を用いて対象者株式の 1 株当たりの株式価値の算定を行い、対象者は、2023 年 2 月 1 日付で KPMG FAS より対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

類似会社比準法	: 1,336 円から 1,633 円
DDM法	: 1,366 円から 2,030 円

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を直接算定し、その 1 株当たりの株価は、1,336 円から 1,633 円までと算定したとのことです。

DDM法では、対象者が作成した 2023 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの 5 年間の事業計画における収益や投資計画、対象者の 2023 年 3 月期第 2 四半期における財務情報、及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が 2023 年 3 月期第 3 四半期以降に創出すると見込まれる株主に帰属する利益を、株主資本コストに基づく割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の対象者株式及び本優先株式の合計となる株式価値を算定し、後述する手法にて別途算定された本優先株式の価値を控除することで、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,366 円から 2,030 円までと算定したとのことです。

なお、KPMG FAS が DDM法の前提とした対象者の事業計画においては大幅な増益を見込んでいる事業年度は含まれていない一方で、大幅な減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2023 年 3 月期から 2024 年 3 月期にかけて近年の新型コロナウイルスの影響による一時的な預貸金伸長が正常化すること、また神奈川県内に進出している他金融機関との一層の競合が見込まれることによる当期純利益の大幅

な減益を見込んでいるとのことです。また、本取引実行により実現することが期待される各種施策の効果については、現時点で収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため反映していないとのことです。

また、KPMG FAS は、本優先株式について、優先配当金の支払いに加え、対象者が本優先株式について、金銭及び対象者株式を対価とする取得条項を有している点を踏まえた 2023 年 3 月期第 3 四半期以降本優先株式の株主に帰属する将来キャッシュ・フローに基づき、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行ったとのことです。上記手法に基づいて算定された本優先株式の 1 株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

DCF 法 : 9,801 円から 10,068 円

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者グループ及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本特別委員会の委員の選定方法、本公開買付け及びその後の一連の手續に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けたとのことです。なお、西村あさひ法律事務所は、対象者グループ及び公開買付者グループとの間に重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、対象者取締役会が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第一回の本特別委員会において確認しているとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2022 年 11 月 11 日、対象者グループ、公開買付者グループ及び本取引から独立した委員によって構成される特別委員会（本特別委員会の委員としては、大場茂美氏（対象者社外取締役）、鷲山雄一氏（対象者社外監査役）及び森山弘毅氏（野村総合法律事務所、弁護士）を選定しているとのことです。）を設置したとのことです。本特別委員会の委員は、その設置当初から変更していないとのことです。本特別委員会の委員の報酬は森山弘毅氏に対してのみ支払われ、本取引の成否にかかわらず支払う報酬体系としており、互選により本特別委員会の委員長として、大場茂美氏を選定したとのことです。また、対象者は、本特別委員会の設置に際し、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には本公開買付けに賛同しないことを取締役会においてあらかじめ決定しているとのことです。

対象者は、本特別委員会に対し、（i）本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む）、（ii）本取引の取引条件の公正性・妥当性、（iii）本取引に係る手續の公正性、（iv）本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないか、（v）本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを囑託したとのことです。

本特別委員会は、2022 年 11 月 16 日より 2023 年 2 月 2 日までの間に合計 10 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本取引の目的、本取引に至る背景、本取引についての考え方、対象者の事業内容、業績・財務状況及び事業計画、本取引によって実現することが見込まれるシナジーの具体的内容並びに本取引に替わる施策の可能性を含めての本取引を前提としない場合の企業継続に関する見通しについて対象者から説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行い、また、公開買付者との

交渉の各局面においては、対象者に対して意見表明や助言を行ったとのこと。また、本特別委員会は、公開買付者から、本取引の目的、本取引によって実現することが見込まれるシナジーの具体的内容、本取引後の経営方針、本取引の諸条件、本取引以外の施策によるシナジー発揮の可能性についての考え方等について説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのこと。さらに、本特別委員会は、KPMG FAS から、本取引の条件等についての交渉経緯及び対象者の株式価値算定についての説明を受けるとともに、西村あさひ法律事務所から、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行ったとのこと。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2023年2月2日、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出したとのこと。

(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む）

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、人口減少や低金利政策の長期化など、金融機関を取り巻く経営環境は引き続き厳しいものとなっている中、フィンテック企業などの異業種からの金融分野への参入により、競争環境も激しさを増しており、並行して新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた地域の事業者や円安・資源価格上昇の影響を受ける事業者への円滑な金融支援や、ポストコロナといった社会構造の変革への対応等も求められている。また、対象者の営業基盤である神奈川県は、地銀及び信金をはじめメガバンクなど競合金融機関がひしめき合っていることから、対象者は、利息収入中心の収益モデルから利息収入と手数料収入の2本柱の収益モデルへの改革に取り組んでいるが、対象者を取り巻く経営環境はますます厳しくなることを想定すべき状況になっていると対象者は考えている。

このような対象者を取り巻く事業環境は厳しい状況が続く中、対象者は、社会構造の変革への対応も求められており、(ア) 預貸を中心とした既存の銀行ビジネスの持続可能性の低下、(イ) 顧客のサステナビリティ投資（長期的な発展の持続可能性に着目し、環境・社会・コーポレートガバナンスの要素を投資判断に組み入れ、長期的に高い投資リターンとプラスの社会的影響をもたらす投資）の資金面からの支援、マネー・ローンダリングやバーゼルⅢへの対応等、銀行を取り巻く業務・規制の高度化、(ウ) 非対面取引である、デジタルチャネル取引の拡大といった利用者動向の変化・ニーズ対応のための投資不足等の様々な経営課題が浮き彫りになっていると対象者は考えている。

これらの点を対象者が経営課題として認識している点に不合理な点は認められない。

また、公開買付者は、本取引の実行により、地域金融機関としての取引基盤の拡大、対象者におけるソリューションビジネスの強化、経営効率の向上を通じた経営基盤の強化というシナジーが期待できると認識するに至った。

そして、前記の様々な経営課題に対して、対象者としては、(ア) 多様な成長・ライフステージにあるお客様への商品・サービス面でのソリューション強化の観点等の知見・ノウハウを公開買付者と対象者とで共有すること、(イ) お客様への最適なソリューション提供やシステム態勢を強みにもつ公開買付者と、特に中小企業への対面営業を通じた本業支援や創業支援・第二創業支援といったコンサルティングに強みを持つ対象者が、両行の補完関係に基づくきめ細やかな支援機能を発揮すること、(ウ) 公開買付者グループの資本を活用することで、対象者がお客様へのリスクテイクをより柔軟に行うことが可能となること等のシナジーを追求することで、一定の解決を図ることができるものと考えている。そして、上記のようなシナジーを実現するためには、公開買付者が対象者を完全子会社化した上、対象者の独自性・優位性を生かした協働態勢を構築し、公開買付

者グループと対象者が一丸となって相互に意思決定の緊密化・迅速化を図り、両行の利益相反関係が解消されることにより、顧客基盤、店舗網やシステムといった事業基盤及び財務基盤等の経営資源の制限のない相互活用をより高いレベルで実現することが最も効果的であると対象者は考えている。

より具体的には、対象者としては、①例えば銀行事業に係る規制強化に対応する人的・資金的資源には現状対象者において限りがあるところ、公開買付者のリソースに依拠することで、このような規制強化に対応することが可能となることや、顧客への販促活動について対象者よりも多種多様なツールを有している公開買付者のソリューション提供機能を楽しむこと等により、対象者の銀行事業の発展が可能となること、②また、対象者の銀行事業だけではなく、対象者のその他事業（証券業務や保険窓口販売業務）等の金融サービス全般について、公開買付者のソリューション共有によるシナジー効果が期待できると認識しており、③ひいては、両行の新たな連携により、対象者の強みである地域密着型の支援機能の独自性を維持しながらも地域の大小の事業者に支援が可能となることによって、お客様の成長や事業再生を通じて地域経済全体の向上に貢献ができると考えている。

本取引によるシナジーとして対象者が認識しているこれらのものについて不合理な点はなく、上記に挙げたような両行グループの連携は、対象者の経営の効率化及び一層の発展に資するものと考えられ、また、神奈川県を中心とする対象者の営業基盤を成す地域の経済全体の下支えに繋がり、ビジネス機会の創出及び拡大が期待され、ひいては地域全体の発展にも貢献し得るものと考えられる。以上を踏まえると、本取引により見込まれるシナジー効果には合理性が認められ、本取引は、対象者の中長期的な企業価値向上に資することができるとの対象者の判断及びその意思決定過程について、不合理な点は認められない。

以上のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有するものであると考えられる。

(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性

本取引の協議交渉過程において、本特別委員会は、取引条件の形成過程の初期段階から設置され、また、アドバイザー等の選任・承認権限や公開買付者との交渉権限等が付与されているところ、本特別委員会はこれらの権限を行使して、公開買付者との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与したため、本取引の取引条件に関する公開買付者との間の協議交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたものと認められること、②対象者グループ及び公開買付者グループから独立した第三者算定機関である KPMG FAS から対象者が、2023年2月1日付で取得した対象者株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たりの価値は、類似会社比準法において1,336円～1,633円、DDM法において1,366円～2,030円となっており、本公開買付価格は、類似会社比準法に基づく算定結果の中央値を上回り、また、DDM法に基づく算定結果の代表値（割引率を中間値の9.8%、永久成長率を中間値の0.0%とした場合の算定価格である1,672円）付近の水準であること、及び本優先株式の1株当たりの価値は、DCF法において9,801円～10,068円となっており、本優先株式公開買付価格はDCF法に基づく算定結果の代表値（割引率を中間値の2.0%とした場合の算定価格である9,933円）を上回る水準であること、③下記「(iii) 本取引に係る手続の公正性」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がされていると認められること、④公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で協議・交渉が行われ、より具体的にはKPMG FASによる対象者の株式の株式価値に係る算定結果の内容や本特別委員会との協議、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であることを踏まえると、本公開買付けは、対象者の株主に対して、合理的な譲渡の機会を提供するものであるといえる。

また、本スクイーズアウト手続においては、本取引に反対する株主に株主買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されておらず、また、本スクイーズアウト手続において本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対して交付される金銭の額は、本公開買付価格又は本優先株式公開買付価格に当該各株主（対象者株式及び本優先株式の各株主）が所有していた対象者の株式（対象者株式及び本優先株式）の数を乗じた価格と同一となる旨が開示される予定である。このように、本スクイーズアウト手続においては、少数株主が本公開買付けに応募するか否かに当たって、仮に本公開買付けに応募しなかった場合に不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされていることから、本スクイーズアウト手続に係る取引条件は、公正かつ妥当であるといえる。

以上より、対象者の企業価値は適正に評価されており、また、本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格、本スクイーズアウト手続において本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（対象者株式及び本優先株式の各株主）に対して交付される対価の額、本取引に係る取引条件は適正に設定されていると評価できるから、本取引の取引条件（本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を含む。）は、公正・妥当であると考えられる。

（iii）本取引に係る手続の公正性

本取引においては、①前記のとおり、本特別委員会が、取引条件の形成過程の初期段階から設置され、アドバイザー等の選任・承認権限や公開買付者との交渉権限等が付与された上、本特別委員会の答申内容について最大限尊重する旨決議がされているところ、本特別委員会はこれらの権限を行使して、公開買付者との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与したことが認められ、かつ、本特別委員会の独立性、専門性・属性などの委員構成、アドバイザーなどの検討体制、報酬面等についても特段の問題は認められないこと、②対象者は、対象者グループ及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、各種のアドバイスを受けていること、③対象者は、対象者グループ及び公開買付者グループから独立した第三者算定機関である KPMG FAS に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023年2月1日付で対象者株式価値算定書を取得していること、④公開買付者においても、公開買付者グループ及び対象者グループから独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023年2月2日付で公開買付者株式価値算定書を取得していること、⑤法令に定められた最短期間である 20 営業日を超える 40 営業日に設定されており、また、対象者の株式について公開買付者以外の者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等が存在しないこと、⑥マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていると認められること、⑦本特別委員会に関する情報その他の情報が適切に開示されるものと認められること、⑧少数株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされていること等からすると、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正なものであると考えられる。

（iv）本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益ではないか

前記（i）乃至（iii）のとおり、本公開買付けにより対象者の少数株主に適正な価格で対象者株式及び本優先株式を売却できる機会を提供することが、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本取引の取引条件は公正・妥当であり、また本取引に係る手続は公正であると考えられるから、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

（v）本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

前記（i）乃至（iv）のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正

当性・合理性を有すると考えられるから、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正・妥当であり、本取引に係る手続は公正であると考えられるから、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益でもなく、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当であると考えられる。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、対象者株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年2月3日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役7名のうち、取締役会長である三村智之氏及び常務取締役である本山誠氏を除く取締役5名(うち社外取締役2名)の全員が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

また、上記の対象者取締役会決議には、対象者の監査役3名のうち、藤井秀樹氏及び菊池潔氏を除く監査役1名(社外監査役)が出席し、上記決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

なお、上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役7名及び監査役3名のうち、(i) 取締役会長である三村智之氏は、過去に公開買付者の取締役であったため、(ii) 常務取締役である本山誠氏は、公開買付者の出身者であったため、(iii) 監査役である藤井秀樹氏は、公開買付者の出身者であったため、(iv) 監査役である菊池潔氏は、公開買付者の出身者であったため、いずれも利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を2,810,600株(所有割合60.34%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限である2,810,600株は、対象者半期報告書記載の2022年9月30日現在の発行済株式総数(4,674,900株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(16,656株)、無議決権株式である本優先株式数(96,500株)、公開買付者が所有する対象者株式数(265,148株)及び浜銀ファイナンスが所有する対象者株式数(13,000株)を控除した株式数(4,283,596株)の過半数に相当する株式数(2,141,799株、これは、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数にあたります。)を上回るものとなります。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

⑦ 公開買付者における他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確

保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けによって、対象者株式の全て及び本優先株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、対象者株式及び本優先株式の全ての取得を目的として本スクイーズアウト手続を実行することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者株式及び本優先株式の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式及び本優先株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を、また、本優先株式1株当たりの対価として、本優先株式公開買付価格と同額の金銭を、それぞれ本売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、会社法第179条の3第1項の定めに従って、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主の全員からその所有する対象者株式及び本優先株式の全部を取得します。この場合、公開買付者は、各本売渡株主に対し、本売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、また、本優先株式1株当たりの対価として本優先株式1株当たり本優先株式公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者によれば、対象者取締役会は、公開買付者より本株式売渡請求がなされた場合には、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者株式及び本優先株式の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）は、裁判所に対して、その所有する対象者株式及び本優先株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記申立てがなされた場合の対象者株式及び本優先株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、①対象者株式の併合を行うこと（以下「対象者株式併合」といいます。）及び対象者株式併合の効力発生を条件として対象者株式についての単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと、並びに②本優先株式について株式の分割又は併合を行わない旨の定款の一部変更を行った上で、本優先株式の併合を行うこと（以下「本優先株式併合」といい、「対象者株式併合」及び「本優先株式併合」を総称して以下「本株式併合」といいます。）及び本優先株式併合の効力発生を条件として本優先株式についての単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会並びに対象者株式の株主を構成員とする種類株主総会及び本優先株式の株主を構成員とする種類株主総会（以下「本優先株

主種類株主総会」といいます。) (以下総称して「本臨時株主総会」といいます。) の開催を対象者に対して要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本優先株主種類株主総会に関し、本公開買付けにおける買付予定数の下限を 2,810,600 株に設定したことから、本公開買付けの成立後、本優先株主種類株主総会における公開買付者の議決権の数が対象者の全ての本優先株式の株主の皆様が本優先株主種類株主総会において有する議決権の数の 3 分の 2 を下回る場合、本優先株式併合の議案が本優先株主種類株主総会において承認されない可能性があります。当該議案が本優先株主種類株主総会で承認されなかった場合には、本優先株式の株主の皆様には、公開買付者が本公開買付けで取得できなかった本優先株式を引き続き所有していただく予定です。かかる場合には、公開買付者は、2026 年 4 月 1 日以降、金融庁長官の確認を受けた上で、本優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、本公開買付けで取得できなかった本優先株式を対象者に取得させる予定です。なお、本株式売渡請求を行う場合には、本優先株主種類株主総会による承認は不要ですので、本優先株式の株主の皆様が引き続き本優先株式を所有していただくことはありません。

本臨時株主総会において対象者株式併合及び本優先株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者株式及び本優先株式の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた対象者株式併合及び本優先株式併合の割合に応じた数の対象者株式及び本優先株式を所有することとなります。対象者株式併合及び本優先株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者株式及び本優先株式の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式及び本優先株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式及び本優先株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者株式及び本優先株式の各株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に対象者株式の各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格及び本優先株式公開買付価格に本優先株式の各株主が所有していた本優先株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式及び本優先株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式及び本優先株式の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式及び本優先株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式及び本優先株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記申立てがなされた場合における、対象者株式及び本優先株式の売買価格又は買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続については、関係法令の改正、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株式及び本優先株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に対象者株式の各株主が所有していた対象者株

式の数、本優先株式公開買付価格に本優先株式の各株主が所有していた本優先株式の数をそれぞれ乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、公開買付者が速やかに公表する予定です。

また、本スクイーズアウト手続が2023年6月30日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、2023年3月期に係る対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することができる株主を、本スクイーズアウト手続完了後の株主（公開買付者を意味します。）とするため、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを対象者に対して要請する予定です。そのため、対象者の2023年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者は非上場会社のため、該当事項はありません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社神奈川銀行		
② 所 在 地	神奈川県横浜市中区長者町九丁目 166 番地		
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 近藤 和明		
④ 事 業 内 容	(1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 (4) 信託業務 (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項		
⑤ 資 本 金	6,191,000,000 円		
⑥ 設 立 年 月 日	1953 年 7 月 30 日		
⑦ 大株主及び持株比率 (2022 年 9 月 30 日 現在) (注)	横浜振興株式会社		9.24%
	日本木槽木管株式会社		8.19%
	株式会社朋栄		8.13%
	株式会社横浜銀行		7.76%

	丸全昭和運輸株式会社	2.83%
	株式会社みずほ銀行	2.82%
	馬淵建設株式会社	2.31%
	公益財団法人はまぎん産業文化振興財団	2.25%
	神奈川銀行行員持株会	1.56%
	株式会社日新	1.29%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 265,148 株（所有割合：5.69%）及び無議決権株式である本優先株式 96,500 株を所有しており、また、公開買付者の連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社（以下「浜銀ファイナンス」といいます。）は対象者株式 13,000 株（所有割合：0.28%）を所有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	対象者から公開買付者への外国為替取引及び対象者から公開買付者への預金取引等がございます。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

（注）「大株主及び持株比率（2022年9月30日現在）」は、対象者半期報告書に記載された「大株主の状況」の「① 所有株式数別」を基に記載しております。

（2）日程等

① 日程

取締役会決議	2023年2月3日（金曜日）
公開買付開始公告日	2023年2月6日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	2022年2月6日（月曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

2023年2月6日（月曜日）から2023年4月4日（火曜日）まで（40営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

対象者株式1株につき、金1,716円

本優先株式1株につき、金10,008円

（注1）本優先株式は、株主総会における議決権を有しておりません。

（注2）本優先株式には、以下の取得条項が付されております。

（a）金銭を対価とする取得条項

イ 対象者は、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」といいます。）

が到来したときは、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができます。但し、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができます。

ロ 対象者は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に経過第1回A種優先配当金相当額（取得日において、取得日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から取得日（同日を含みます。）までの日数に本優先株式に係る優先配当金の金額を乗じた金額を365で除して得られる額をいいます。但し、取得日の属する事業年度において本優先株式に係る中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。）を加えた額の金銭を交付します。

(b) 普通株式を対価とする取得条項（以下「本全部取得条項」といいます。）

イ 対象者は、2031年4月1日（以下「一斉取得日」といいます。）をもって、一斉取得日に残存する本優先株式の全てを取得します。

ロ 対象者は、本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株式の株主に対し、その有する本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）及び経過第1回A種優先配当金相当額（一斉取得日において、一斉取得日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から一斉取得日（同日を含みます。）までの日数に本優先株式に係る優先配当金の金額を乗じた金額を365で除して得られる額をいいます。但し、一斉取得日の属する事業年度において本優先株式に係る中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。）を加えた額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付します。

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 対象者株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ及び対象者グループから独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、SMBC日興証券は公開買付者グループ及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、類似上場会社比較法及びDDM法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMBC日興証券から2023年2月2日付で公開買付者株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の適切な公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えられることから、SMBC日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。SMBC日興証券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

類似上場会社比較法：1,589円～1,942円

DDM法 : 1,519円～2,039円

類似上場会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,589円から1,942円までと算定しております。なお、対象者株式1株当たりの株式価値を算定するにあたっては、対象者株式及び本優先株式の合計となる株式価値を算定し、別途算定された本優先株式の価値を控除するのではなく、本優先株式の株式価値を含まない対象者株式の株式価値を、対象者株式数で除すことにより算出しております。

DDM法では、公開買付者が採用した2023年3月期から2027年3月期までの5年間の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2023年3月期以降において事業を安定的に行う上で必要となる自己資本比率を仮定し、その自己資本比率から算出される自己資本を維持するために必要な内部留保等を考慮し、本優先株式に係る配当控除後の株主に帰属する利益を株主資本コストで現在価値に割り引いて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,519円から2,039円までと分析しております。なお、DDM法において前提とした対象者の将来の事業計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度は含まれていない一方で、大幅な減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期から2024年3月期において、近年の新型コロナウイルスの影響による一時的な預貸金伸長の正常化及び神奈川県内に進出している他金融機関との一層の競合激化等により当期純利益の大幅な減益を見込んでおります。また、本取引の実行により実現することが期待される各種施策の効果については、現時点で収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため反映しておりません。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果が類似上場会社比較法及びDDM法のいずれもレンジの範囲内であることに加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,716円とすることを決定いたしました。

(ii)本優先株式

公開買付者は、本優先株式公開買付価格について、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、金銭を対価とする取得条項に従い、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされており、この場合、対象者は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額相当額（10,000円）（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付するものと定められていることを鑑みて、本公開買付けの決済の開始日に金銭を対価とする取得条項が行使されたものとして、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（10,000円）及び本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する本優先株式に対する優先配当金相当額（8円）の合計額10,008円としております。

また、本優先株式には、本全部取得条項が定められておりますが、一斉取得日における対象者株式の時価を算出することは難しいため、本優先株式公開買付価格の決定に際して、本全部取得条項は考慮しておりません。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は公開買付者との更なる協業の可能性を検討するにあたり、2022年5月16日、公開買付者との間で法人及び個人ビジネスにおける企業連携等の可能性を検討する目的で秘密保持契約を締結いたしました。その後、両行取締役による複数回の面談を通じて両行の置かれた外部環境や法人顧客を中心としたビジネス上の課題について協議を重ねました。公開買付者は、こうした協議を踏まえ、両行が有する神奈川県内の顧客基盤や店舗網といった経営資源、商品・サービスに関するノウハウを有機的に組み合わせることができれば、より幅広い顧客層に対してそれぞれのニーズに沿ったソリューションを提供することが可能になるとの考えをより強固なものとし、この考えを実現するためには両行がそれぞれ単独ではなく、経営統合により両行の経営資源を組み合わせ、一体となって安定的な金融仲介機能を発揮する必要があるとの認識に至りました。その後、2022年8月初旬、公開買付者の代表取締役頭取の片岡達也から、対象者の代表取締役頭取近藤和明氏へ、対象者株式及び本優先株式の取得、取得の目的や方法、その他の重要な前提についてあらゆる可能性を含めた業務提携の可能性を模索すべく検討を進めることの協議の申し入れを行いました。また対象者への今後のデュール・ディリジェンスに向けて、2022年10月初旬に財務・税務アドバイザーとして、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社を、2022年11月初旬に法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任しました。さらに同時期、対象者株式及び本優先株式の取得に関する協議を目的に公開買付者と対象者との間で秘密保持契約を締結したうえで、対象者の経営陣との間で今後の経営戦略に関する複数回の協議を進める中で、両行のこれまでの関係を更に深化させ、両行の強みを相互に活かすことで企業価値を高めることが必要であり、かかる取り組みによりステークホルダーの更なる期待に応え、地域経済に一層貢献することも可能となると判断したため、2022年11月11日、公開買付者は対象者に対して、対象者の株式の取得に係る意向表明書を提出いたしました。その後、公開買付者は、対象者としても本件について前向きに検討を開始する旨の回答を受領し、2022年11月中旬から同年12月下旬にかけて、対象者による協力のもと、対象者に対するデュール・ディリジェンスを本格化させるとともに、対象者との間での両行グループのシナジーに関して協議・検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、公開買付者と対象者との間で、公開買付者が既に対象者の株式を一部保有するとともに、上記のとおり、金融商品仲介における業務提携契約等の提携関係があるものの、公開買付者が、対象者の経営方針の決定に重要な影響を与える議決権を保有しておらず、また、公開買付者グループ連結利益への取り込みができない関係性において経営資源や知見を全てグループ外の金融機関に対して共有することは、公開買付者グループの競争力を一方的に低下させる要因ともなり得ることや、異なる資本下では提供できる人員やチャネルなどの経営資源、また顧客の課題解決に向けたソリューション営業に関する知見やノウハウの共有にも限界があることから、事業上のシナジーを最大化するためには、両行が同一グループとなり、より強固な協業関係を構築する必要があると改めて考えるに至り、公開買付者による対象者の完全子会社化により、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のシナジーが期待できるものとの認識に至りました。

その後、公開買付者は、2022年12月26日、第三者算定機関による評価結果及び公開買付者が対象者に対して行ったデュール・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,502円、本優先株式公開買付価格を10,008円とする旨の提案を行いました。その後、2022年12月28日、対象者より、本優先株式公開買付価格については金融、経済その他の状況を前提として許容し得る水準である一方で、本公開買付価格は対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映された水準には達しないものであるとの判断から、本

公開買付価格の再考を要請されました。これを受けて、公開買付者は、2023年1月6日、潜在的・本源的価値に関して改めて慎重な検討を重ね、対象者に対して、本公開買付価格を1,608円とする旨の再提案を行いました。しかし、対象者より、2023年1月12日、本公開買付価格は依然として対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映された水準には達しないものであるとの判断から、再度の本公開買付価格の検討を要請されました。そのため、公開買付者は、2023年1月13日、対象者に対して、潜在的・本源的価値に関して改めて慎重な検討を重ね、本公開買付価格を1,716円とする旨の再提案を行いました。その後、2023年1月17日、対象者より、当該提案価格についても、当該提案日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提とすれば対象者の類似会社の市場株価との対比の観点及び対象者が実現し得る本源的価値の観点から株主にとって十分満足な水準にあるとはいえないものであるとの判断から、本公開買付価格を1,830円とするよう要請を受けました。その後、公開買付者は、2023年1月19日、対象者に対して、潜在的・本源的価値に関して改めて慎重な検討を重ねた上で、本公開買付価格を1,716円のまま維持する旨の提案を行いました。しかし、対象者より、同日、当該提案を改めて検討したものの、当該提案価格についても、当該提案日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提とすれば対象者の類似会社の市場株価との対比の観点及び対象者が実現し得る本源的価値の観点から株主にとって十分満足な水準にあるとはいえないものであるとの判断から、本公開買付価格を1,830円とするよう再度要請を受けました。公開買付者は、当該要請を検討し、最近の株式市場及び金利の動向等の市場環境や対象者を取り巻く経済環境、提供された情報等を踏まえ、従前の提案の公開買付価格は十分に合理的であると言える水準であるとして、2023年1月23日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,716円のまま維持する旨の提案を行いました。その結果、2023年1月25日、対象者より、1月25日時点における金融、経済、市場その他の状況を前提として、株主にとって本公開買付価格1,716円は許容し得る水準であるとの判断に至ったことから、1,716円を応諾する旨の連絡を受けるとともに、本優先株式公開買付価格についても、初回提案どおり10,008円とすることに同意する旨の連絡を受けました。

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は2023年2月3日付で、本公開買付けを実施することを取締役会にて決議いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ及び対象者グループから独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券から提出された公開買付者株式価値算定書を参考にいたしました。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b) 当該意見の概要

SMB C日興証券は、類似上場会社比較法及びDDM法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

類似上場会社比較法：1,589円～1,942円

DDM法：1,519円～2,039円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果が類似上場会社比較法及びDDM法のいずれもレンジの範囲内であることに加え、公開買付者において実施した対象者に対する

デュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月3日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1,716円、本優先株式公開買付け価格を10,008円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるSMB C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株券（普通株式及び第1回A種優先株式）	4,296,596（株）	2,810,600（株）	－（株）
合計	4,296,596（株）	2,810,600（株）	－（株）

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,810,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,810,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数（4,296,596株）を記載しております。当該最大数は、対象者半期報告書記載の2022年9月30日現在の発行済株式総数（4,674,900株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（16,656株）、公開買付者が所有する対象者株式数（265,148株）及び本優先株式数（96,500株）を控除した株式数（4,296,596株）です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,616個	（買付け等前における株券等所有割合 7.76%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	130個	（買付け等前における株券等所有割合 0.28%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	46,582個	（買付け等後における株券等所有割合 100%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等後における株券等所有割合 ー%）
対象者の総株主等の議決権の数	44,367個	

（注1）「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（4,296,596株）の株券等に公開買付者が所有する株券等（361,648株）を加算した株式数に係る議決権の数を記載しております。

（注2）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本優先株式についても買付け等の対象としているため「買付予定

の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(4,674,900株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(16,656株)を控除した株式数(4,658,244株)に係る議決権の数46,582個を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 8,231,180,736円

(注) 本公開買付けにおける対象者株式の買付予定数(4,193,096株)に本公開買付価格(1,716円)を乗じた金額及び本公開買付けにおける本優先株式の買付予定数(103,500株)に本優先株式公開買付価格(10,008円)を乗じた金額の合計金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2023年4月18日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて(i)公開買付期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」及び「株式残高通知書」を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、(ii)株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、(iii)名義書換が完了した応募株主等を対象として、上記「② 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」及び「株式名義書換請求書」に不備があり、上記「② 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。

また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点(上記(ii)の名義書換が完了した時点)と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、応募に際して提出された書類を、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）に郵送します。なお、対象者は株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,810,600 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,810,600 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至ト及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、金融庁長官から、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）第 16 条の 2 第 4 項による認可、銀行法第 52 条の 9 第 1 項による認可又は銀行法第 52 条の 23 第 3 項による認可（以下「本認可」と総称します。）のいずれかを受けることができなかつた場合、金融庁長官から本認可を受けたが、本認可に公開買付者が同意できない条件（銀行法第 54 条第 1 項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ

後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取り扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取り扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
（その他のSMB C日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2023年2月6日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

SMBC日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本取引が業績に与える影響は、現時点で軽微であると見込んでおります。今後、公表すべき事象が生じた場合には速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、本日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対し公開買

付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、上記「1 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、将来に関する記述が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又は対象者は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の将来に関する記述は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社又は対象者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。